

一般社団法人日本臨床発達心理士会 役員等（理事・監事・委員会委員）選任規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下「本法人」とする。）において、理事・監事及び委員会委員の選任の手続きについて定めるものである。

第一部 理事・監事の選任

（理事・監事の選任）

第2条 本法人の理事及び監事の選任は、社員総会において行う。

（選挙権・被選挙権）

第3条 社員総会に出席している代議員は、それぞれ一個の選挙権を有する。

2 すべての正会員は、被選挙権を有し、理事もしくは監事に立候補することができる。

（定数・任期）

第4条 理事・監事の定数は、理事会によって定め、社員総会で承認された人数とする。

2 理事・監事の任期は、選定後最初の社員総会終結の時から、選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 何らかの事情により社員総会で次期理事・監事が選出されていないときは、次期理事・監事が選出されるまでの間、現理事・監事がその任につく。

（選挙管理委員）

第5条 社員総会は、理事・監事選挙を適切に実施するために若干名の選挙管理委員を代議員の中から選定する。

2 選挙管理委員は、当該社員総会終了時点で解任されるものとする。

3 選挙管理委員は、次期理事・監事に立候補することはできない。

4 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織する。

5 委員長は、委員の互選によって選定する。

6 選挙管理委員会は、理事及び理事会から独立した組織とする。

（選挙管理委員会の職務）

第6条 選挙管理委員会は、当該選挙に関し、次の各号の職務を遂行する。

- 一 日程の決定
- 二 選挙人および被選挙人名簿の作成と通知
- 三 立候補者名簿の作成と通知
- 四 投票の管理
- 五 開票の管理

六 当選者の確定

七 その他、選挙の実施に関し必要な事項

(立候補の届け出及び推薦)

第7条 選挙管理委員会は、代議員に次の事項を通知しなければならない。

一 選挙の定数

二 選挙の期日

三 立候補の届出期間及び届出先

2 理事・監事に立候補あるいは推薦をしようと思う者は、前項に従って届け出なければならない。推薦をする場合は、あらかじめ本人の承諾を得ていることが必要である。

3 理事会は、社員総会に次期理事・監事候補の名簿を提出しなければならない。

(立候補者の通知)

第8条 選挙管理委員会は、指定した時間までに立候補と推薦のあった候補者について、代議員に通知しなければならない。

(選挙の方法)

第9条 選挙は、候補者一人一人について行うものとし、名簿全体を一括して行ってはならない。候補者に対する得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定する。ただし、立候補者が定数を超えないときは、投票を行わず選定するものとする。

2 定数以上の候補者が同数の得票であった場合は、同数であった候補者に対して抽選によって決する。

3 社員総会が対面式以外の開催であった場合、投票は、郵送または電子投票によって行うこともできる。

4 選挙管理委員は、投票終了後直ちに開票作業を行わなければならない。

(投票の効力)

第10条 投票の効力は、選挙管理委員会が決定する。この決定に当たっては次項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

2 次の各号に該当する投票は、無効とする。

一 選挙の期日後に到着したもの

二 どの候補者に投票したかを確認し難いもの

三 候補者ではない者、被選挙権が無い者に投票した場合

(当選者の報告と通知)

第11条 選挙管理委員は、開票作業終了後、直ちに社員総会に当選者を報告しなければならない。また、遅滞なく全会員に対して通知しなければならない。

(補欠の繰り上げ)

第 12 条 当選に至らなかった候補者は、補欠とする。

2 理事・監事が事情により辞任した場合、もしくは会員としての資格を失った場合、補欠の中で得票の多い順に候補者が繰り上げられて代議員となる。

3 補欠から新たに理事が選出された場合、理事会は直ちに全会員にその事実を通知しなければならない。

4 補欠がない場合、理事会は、欠員のまま置くか補欠選挙を行うかを決し、補欠選挙を行う場合は臨時社員総会を開き、新たな理事・監事を選出するものとする。

第二部 委員会委員の選任

(委員候補)

第 13 条 委員会委員の候補は、本会正会員の中より、当該委員会の委員の推薦によるものとする。

(委員の選任)

第 14 条 前条によって選定された各委員会の委員及び委員長候補は、当該委員会より理事会に名簿として提出され、理事会によって審査・承認されるものとする。

2 理事会は審議結果を直ちに当該委員会に通知しなければならない。また、速やかに全会員に通知するものとする。

(任期等)

第 15 条 各委員の任期等は、各委員会規程によるものとする。

(改廃)

第 16 条 本規程の改廃は、理事会の定めによる。

附 則

1. 本規程は、2023 年 2 月 1 日より施行する。

2. 本規程の改正は、2023 年 6 月 25 日より施行する。